

# 埼玉県立さきたま史跡の博物館ボランティア設置要綱

## (設置及び目的)

第1条 埼玉県立さきたま史跡の博物館(以下「博物館」という。)では、事業の推進に当たり、

ボランティア制度を導入し、その活動を通して、博物館利用者の便宜を図るとともに円滑

な博物館運営を促進し、もって県民のための博物館として地域文化の向上に資することを

目的として、博物館ボランティア(以下「ボランティア」という。)を置くものとする。

## (ボランティアの種類及び業務)

第2条 ボランティアは、次の種類に区分する。

- 一 展示解説ボランティア
- 二 学習支援ボランティア
- 三 環境整備ボランティア
- 四 その他館長が必要と認めるボランティア

2 ボランティアは、次の業務を担当する。

- 一 展示解説ボランティアは、展示室の解説を行う。
- 二 学習支援ボランティアは、体験学習の補助及び講座・催物の補助を行う。
- 三 環境整備ボランティアは、公園内の美化活動を行う。

## (資格及び登録)

第3条 ボランティアは、次の条件を満たす者が申込みできる。

- 一 博物館の運営や文化財の保護に理解と関心のある者
- 二 月2日以上、1日午前9時から午後4時半の範囲で、ボランティア活動が可能な者
- 三 18歳以上の者

2 前項各号に該当する者のうち、ボランティアとして所定の研修を受け、第1号様式によ

り登録を申請した者の中から、埼玉県立さきたま史跡の博物館長(以下「館長」という。)が適当と認める者について、ボランティアとして登録する。

3 登録期間は、登録した日の属する年度末までとする。

なお、引き続きボランティア登録を希望する者は、前2項に基づき、毎年2月に再登録を申請することができる。

- 4 博物館は、毎年度、登録時に委嘱状を交付するものとする。
- 5 ボランティア活動を辞退、休止又は復帰するときは、第2号様式又は第3号様式による申請を要するものとする。
- 6 ボランティア活動証明書が必要な場合は、第4号様式により申請するものとする。
- 7 第1号様式の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに申請するものとする。(様式任意)

(登録の抹消)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ボランティアの登録を抹消するこ

とができる。

- 一 登録辞退を申し出たとき。
- 二 活動内容に反する行為があったとき。
- 三 館の設置目的に反する行為があったとき。
- 四 館の信用を傷つけるおそれのある行為があったとき。
- 五 ボランティア組織の円滑な運営を阻害したと認められるとき。
- 六 3か月以上無断で活動を休んだとき。

(募集)

第5条 博物館は、毎年、必要と認められる人数のボランティアを募集できるものとする。人数及び募集期間は、その都度館長が定めるものとする。

(保険)

第6条 ボランティアは、博物館が被保険者となるボランティア保険に加入するものとする。

(報酬等)

第7条 ボランティアに報酬、交通費及び食費等は支給しない。

(その他)

第8条 博物館とボランティアとの間に調整事項が生じた場合は、職員とボランティア相互

が誠意をもって対応する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動の実施に必要な事項については、

館長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。